平成２９年（フ）第４６９号
静岡県浜松市天竜区船明2580番地の２
債務者　川坂　昌弘
1　決定年月日時　平成29年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４７０号
静岡県浜松市天竜区船明2580番地の２
債務者　川坂　直史
1　決定年月日時　平成29年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４８３号
静岡県磐田市一言614番地４
債務者　上村　勇司
1　決定年月日時　平成29年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続開始決定の取消決定確定

平成２９年（ラ）第８７６号（原審神戸地方裁判所尼崎支部平成２７年（フ）第５６３号）
大阪市中央区内平野町２丁目３番11―605号（開始決定時の住所兵庫県芦屋市山芦屋町26番７号）
抗告人（破産者）　門元　雅弘
1　主文　原決定を取り消す。相手方の抗告人に対する破産手続開始の申立てを棄却する。
2　決定確定日　平成29年11月15日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続終結

平成２８年（フ）第１１０号
長野県飯山市大字豊田6382番地
破産者　有限会社イデアーレ・コンパーニャ
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６００号
埼玉県比企郡嵐山町大字鎌形1331番地31
破産者　神栄工業株式会社
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１３３号
群馬県邑楽郡邑楽町大字篠塚3460番地
破産者　有限会社斉藤製作所
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第８９９号
名古屋市熱田区川並町２番22号
破産者　株式会社益
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３号
三重県松阪市飯高町森1388番地の１
破産者　株式会社田中組
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第９号
三重県松阪市久保町710番地
破産者　有限会社パビリオン松阪
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第４２号
三重県津市白山町上ノ村375番地２
破産者　大町　昌明
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第６９号
三重県鈴鹿市若松中２丁目13番28号
破産者　杉浦工業有限会社
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１１３号
三重県津市一志町井関1199番地５
破産者　大野　義勝
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１１１号
滋賀県近江八幡市堀上町142番地９、破産手続開始決定記載の住所長野県飯山市大字豊田6382番地
破産者　水野　藤男
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４８号
埼玉県入間市久保稲荷１丁目８番地１　１―403
破産者　村里　　歩
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第８０号
佐賀県小城市牛津町牛津735番地１、破産手続開始決定時の住所佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙969番地４
破産者　浦川商店こと　浦川由紀江
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第６３号
岩手県奥州市胆沢区南都田字荻ノ窪362番地
破産者　千葉　満宜
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部